

2025 年 10 月 9 日

苫小牧市

市長 金澤 俊 様

子どもの「貧困」「教育格差」是正と教職員の「超勤・多忙化」
解消を求め、ゆたかな教育の実現をめざす要請書

連合北海道胆振地域協議会 会長 日 西 和 広

平和運動フォーラム日胆地域協議会 代表 永 田 あゆみ

北海道教職員組合胆振支部 支部長 伊 藤 智

【要請趣旨】

貴職におかれましては、日頃より、生活・福祉・教育の充実と発展のために、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

文科省が25年1月に公表した「就学援助実施状況調査」(23年度)によると、要保護・準要保護児童生徒の割合は全国平均で13.66%(約7人に1人)、北海道では全国で8番目に高い17.59%(約5.7人に1人)と依然として厳しい実態にあります。

教育現場では、教材費や修学旅行費などの私費負担が依然として重く、地方交付税措置がある教材費や図書費についても自治体間で格差が生じています。また、北海道の公立高校のBYOD端末の普及率は約94.9%に達し、多くが家庭負担となっています(設置者負担原則は23県)。昨年度と比べて公費負担率は約30%減少し、更新時に私費負担へ移行する自治体が全国的に増えています。

こうした中、私たちが長年要請してきた「こども基本条例」が、25年4月に北海道で制定されました。しかし、「子どもの権利条約」の理念は法整備されたものの、学校や社会においては、その理念が十分に生かされておらず、子どものいのちや人権が軽視される事例が後を絶ちません。不登校やいじめ、暴力や自死など深刻な問題も増加傾向にあります。

国連子どもの権利委員会は、「過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化する」ようくり返し日本政府に勧告しています。私たちは、現行「学習指導要領」の内容および標準授業時数増加が、不登校などの増加と相関関係にあると考えており、いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」の解消は喫緊の課題だととらえています。また、画一的な学習スタイルに適應できない子どもが「特別支援学級」へ在籍替えるケースも増えており、分離・別学がすすんでいることについては、国連障害者権利委員会からも懸念が出されています。

教職員の「働き方改革」は一向にすすまず、超過勤務の常態化が社会問題化したことで教員のなり手不足、欠員不補充の負の連鎖が生じています。北教組24年「9月勤務実態記録」では、中学校教員のおよそ3割、教職員全体の5人に1人が「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務をしていることが判明しました。賃金改善や加配だけでは、教職員の超勤・多忙化、なり手不足や欠員の解消にはつながらず、子どもたちの教育にも深刻な影響をおよぼします。

私たちはこうした現状を打開し、すべての子どもの人権が保障される、ゆたかな教育の実現をめざしています。そのためにも、文科省や道教委による成果・効率を追求する差別・選別の教育施策について検証・見直しをすすめ、「子どもの貧困」解消・「教育格差」是正、教育予算・教育条件整備の拡充、過酷な教職員の勤務実態の抜本的な解消をはかることを求めるなど、諸課題について十分に協議を行い相互理解を深めて参りたいと考えています。

貴職には趣旨をご理解いただき、以下の事項の実現に向け努力されるとともに、関係各機関に対してはたらきかけるようお願い申し上げます。

【要請事項】

子どもの「貧困」や「教育格差」を是正し、教職員の超勤・多忙化解消など、ゆたかな教育の実現に向けて、以下の事項について、一層のご努力をいただくとともに、文科省や道教委などの関係各機関へはたらきかけを行うことを要請いたします。

1. 子どもの「貧困」「教育格差」解消に向けた教育予算の拡充について

- (1) 義務教育費国庫負担制度の堅持・「2分の1復元」を求めること。
- (2) 給付型奨学金のさらなる充実をはかり就学保障を拡充すること。ならびに朝鮮学校に対する授業料無償化適用除外の撤回を求めること。
- (3) しょうがいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するため、教材・図書整備費など教育条件整備に関する教育予算のさらなる拡充・確保に努めること。

2. すべての子どもを主人公としたゆたかな教育について

- (1) 各市町村において「子どもの権利条例（仮称）」を制定し、憲法・47年制定の「教育基本法」・「子どもの権利条約」の理念が息づく学校、子ども一人ひとりを大切にする民主教育の実現に努めること。
- (2) 「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」「公立高校配置計画」「特別支援学校配置計画」の撤回・再考を求めること。あわせて高校を含めた30人以下学級の早期実現、「石狩学区の1学区化」廃止など、公立高校の施設・設備の充実をはかること。また、26年度私立高校授業料実質無償化によって公立高校離れが生じた際についても、機械的な統廃合をすすめないようにすること。
- (3) しょうがい児をはじめ LGBTQ や外国につながる子どもたちなど、多様な子どもたちに対応した共生・共学のインクルーシブ教育を推進すること。
- (4) 「学習指導要領」の膨大な標準時数および内容を改め、「カリキュラム・オーバーロード」を解消すること。また、「学習指導要領」の弾力的な運用を認め、学校および教職員の裁量権を最大限尊重した子どもや地域の実態に応じた教育を推進すること。
- (5) 「全国学力調査」やそれにもとづく点数重視の「学力向上策」の中止を求め、序列化・競争を煽ることにつながる「結果公表」に反対するとともに、行き過ぎた事前・事後対策などを強要しないこと。
- (6) ICT機器の活用においては、高校での個人購入など地域・家庭間の「教育格差」が生じさせないようにすること。また、子どもの視力低下など健康被害に留意するとともに、活用を強要せず、教職員の主体性・裁量権を保障し、超勤・多忙化につながらないようにすること。
- (7) 子どもの人権を尊重し、「君が代」起立・斉唱・指導を強制しないこと。
- (8) 子どもの健康を守る観点、教職員の負担軽減の観点から、学校における「フッ素洗口」の中止および、洗口する・しないの子ども選択権を守ること。

3. 教職員の長時間労働の是正について

- (1) 「過労死レベル」にある教職員の長時間労働是正に向け、「給特法・条例」の廃止・抜本的見直し、教職員一人当たりの持ち時数減、抜本的定数改善などの対策を早急に講じること。
- (2) 教職員の超勤解消および北海道の子どもたちの学びの環境を整えるため、道独自の教職員定数増をはじめとする予算措置を行うこと。
- (3) 部活動を段階的に社会教育への移行をはかること。当面、部活動過熱化防止策をすべての学校で徹底すること。

4. 子ども・保護者・地域の声聞いた教育施策策定および、政治的中立性・継続性・安定性を確保した民主的な教育委員会を維持・実現すること。

以 上

【胆振管内各市町への要請事項】

胆振管内の子どもたちが安心・安全な中で、仲間・地域・教職員とともに、成就感や多様性への理解を育むゆたかな「学び」を深め、人格の完成がはかれるよう、以下の点について要請いたします。

1. 子どもの「貧困」対策や「教育格差」を生じさせないために

- (1) 就学援助制度の対象者や費目の拡充をお願いします。「PTA会費」「生徒会費」「クラブ活動費」「アルバム代補助」の追加に加え、「オンライン学習通信費」も可能となったところです。また、新入学学用品費を、2月3月に支給するようになった自治体も増えてきています。検討を求めます。
- (2) 文科省のGIGAスクール構想がすすみ、一人一台の端末が整備されたところです。家庭での活用には、通信環境に差が生じないような手立てを、保護者負担ではない方法での対応策を求めます。

2. インクルーシブ教育の推進について

- (1) しょうがいのあるなしで「分離・別学」をすすめるのではなく、みんなが普通教室で共に学ぶことを基本とし、誰もが安心・安全に過ごせる学校施設や教育環境の充実を求めます。そのためにも、合理的配慮やユニバーサルデザインへの変更などに対応できる予算措置や予算拡充が必要です。
また、合理的配慮としての教職員加配や介助員など必要不可欠な人的配置をすすめ、誰もが心から安心して学べる【共生・共学の推進】を求めます。

3. 教職員の超勤多忙化解消にむけて

- (1) 現在、全国で教職員の未配置の問題が深刻な状況となっています。ここ数年、胆振においても、そのような状況は例外ではありません。これは、教職員の過酷な労働環境に起因する人手不足が大きな原因の一つです。学校現場の崩壊は、すでに始まっているといっても過言ではありません。早急な労働環境の改善と未配置問題の解決について、国や道への強力なはたらきかけを進めるよう求めます。
- (2) 現在、方法や機器等の違いはあるものの、各校で教職員の出退勤管理が行われるようになり、各自治体では時間外在校等時間の状況を公表しています。しかしながら、現場は多忙を極め、休憩時間も満足にとれずにいます。文科省は、勤務時間終了後の残業時間だけでなく、業務に携わった時間のすべてを記録・把握することとしています。精確な勤務実態記録は、超勤多忙化解消策や法整備をすすめるためにも、また、教職員の健康管理の上でも大切なデータとなっていきます。各市町立学校の出退勤管理が、勤務実態を精確に記録・把握できるよう、記録方法の改善、時短ハラスメントや虚偽報告をしないなど、現場への指導と周知を求めます。(持ち帰りの業務は時間外在校等時間ではないものの、実態がある場合に把握することとなっています)
- (3) 持ち授業時数の削減や、教職員定数改善が遅々としてすすまない現状にあります。国が標準時数を大幅に削減することが、もち授業時数の削減に直結します。国への強力なはたらきかけを進めるよう求めます。
- (4) 部活動は、給特法の規定によって、時間外勤務を命じることができない業務であるにもかかわらず、ほとんどの部活動が勤務時間外に行われています。そのため部活動は、中学校における時間外勤務の主因となっています。しかも、教職員が勤務時間外に部活動業務に従事しても、時間外勤務手当は支給されません。部活動の設置・運営は法令上の義務ではないので、部活動を学校から切り離すことで、違法とも言える実態を解消する必要があります。休日だけではなく、平日も含めて、早急に部活動を地域へ移行することを強く求めます。

(5) 昨年7月、道教委は、「道立学校職員の在宅勤務要領について（通知）」を発出しました。道教委は、北教組との確認において「在宅勤務などの多様で柔軟な働き方は通勤の負担軽減やワークライフバランスの向上のみならず、働き方改革の推進にも有益である」とし、通知の中では、「各地教委に対しても同要領の趣旨を踏まえて対応を検討する」としています。胆振においても、長時間労働が常態化している学校が数多くあるのが現状です。教職員の負担を減らす施策のひとつとして、趣旨に合った運用がなされるよう強く求めます。

(6) 学校現場では、学年末休業・学年始休業の期間が1年の中で最も忙しく、業務負担が大きくなります。暦の関係で、4月に入ってから始業式までの準備期間が短くなってしまいう年もあり、年度初めが多忙を極める一因となっています。とりわけ、異動で赴任した教職員や新採用の教職員にとっては、この期間の短さは大変な負担となっています。

道内においては、「学年始休業日 4月1日から10日以内」と学校管理規則を改定した自治体もあります。余時数を多くとりすぎないようにすることが求められている中、このような改定は、それぞれの学校で年間計画を考慮しながら弾力的に準備期間を設定することが可能となります。これは、教職員の超勤・多忙化の状況を改善するために大きな効果をもたらすことにつながります。

学校管理規則を見直し、最も多忙な年度初めの期間に、教職員がゆとりをもって準備を行えるようすることを求めます。

以 上

【苫小牧市への要請事項】

苫小牧市の子どもたちが安心・安全な中で、仲間・地域・教職員とともに、成就感や多様性への理解を育むゆたかな「学び」を深め、人格の完成がはかれるよう、以下の点について要請いたします。

1. 不登校対策支援員制度について

- (1) 今年度より校内教育支援センターが各学校に開設され、不登校対策支援員の配置が開始されています。不登校児童への対策はもちろん重要な課題であります。

しかし、現場からは、唐突に実施が告げられ、環境整備や人的配置に苦勞しているという声が多数聞かれます。こうした新たなとりくみを行う際には、事前に余裕をもって計画を示し、実施した場合に予想される課題等について現場の声を十分に聴き、課題が解決された上で実施するよう求めます。

- (2) 不登校対策支援員が配置されず、これまで在籍している教職員が他の業務と兼務している学校が数多くあります。担任（特別支援学級も含む）・通級指導担当教諭がそれぞれの業務を行いながら不登校児童の対応を一人で行うことは、明らかに困難であり、業務負担の増大に拍車をかけている実態が報告されています。不登校対策支援員を必ず配置しなければならないという制度を運用するのであれば、そのための人員を新たに配置することが必須です。

子どもたちのために重要なとりくみであるということが免罪符となり、現場の負担や疲弊が顧みられないのであれば、制度が効果的に機能するとは思えません。

学校現場の過重労働は限界を超えています。直ちに全校に不登校対策支援員を新たに配置することを求めます。

2. 欠員の解消について

- (1) 教職員の欠員が続いている学校が複数あります。欠員は、他の教職員の負担増に直結しています。一刻も早く欠員を解消することを強く求めます。

自治体として、欠員の解消を教育局・道教委に強く求めること、苫小牧市独自の欠員解消についての対策を実施することを求めます。

以 上

